

超過負担の考え方と問題点

金山 彰 < 財政局財務部主査 >

1 ———— はじめに

ここ数年来、地方財政の話になると必ずでてくる話題の一つに「超過負担問題」がある。この超過負担問題は、国・地方の財政担当者間でこそ古くから問題となっていた事項ではあるが、これが最近では一般市民の間でも話題となっている。その原因は、昭和48年から49年にかけての国への意見書ラッシュ（指定都市9市を含む全国78団体）と摂津市の提起した「保育所建設費国庫負担金請求訴訟」（いわゆる摂津訴訟）など一連の運動が、折からの狂乱物価とあいまって、異常な高まりを見せたこと、その後も革新市長会、全国市長会など地方6団体、さらに自治労までを含んだ幅広い運動が展開されたことによるところが大きい。現在では、その金額が余りにも大きいために、地方財政悪化の主な原因として金額だけを取り上げて問題としている傾向が強いが、もともとの超過負担問題は、基本的には、国・地方の財政責任の明確化と国・地方を通じる財政秩序の確立が主な狙いであった。その限りでは、それほど金額を問題にする必要はないのかも知れない。それはともかくとして、これだけの大問題となってきたこの機会に、ややもすると忘れられがちな超過負担の本質、超過負担とはどんなことなのか、なぜ生じるのか、などについても一度見直して考えてみたいと思う。

2 ———— 超過負担とは何か

超過負担の本質は、国庫支出金として国が地方に交付する金額の算定についての国の地方に対する義務（法令）違反である。ここまではどの説をとっても異論のないところである。ところが、対象事業の範囲とか内容といっ

た具体的な問題となるといろいろな議論がでてくる。以下それらの問題を含め超過負担とはいったいどんなものなのかを考えてみたい。

(1) 対象事業の範囲

国から地方に支出される国庫支出金は、性質別に分類すると、次の3種類がある。

①国庫負担金（地財法10条～10条の3、および34条）

(ア) 国と地方相互の利害に関係のある事務のうち国が進んで経費を負担するもの（地財法10条）、生活保護、保健所に要する経費など。

(イ) 国民経済に適合するように樹立された計画に従って実施しなければならない土木・その他の建設事業に要する経費。（地財法10条の2）——公営住宅・社会福祉施設等の建設事業

(ウ) 災害にかかわる経費（地財法10条の3）——災害救助・災害復旧に要する経費

(エ) 養護学校小中学部の経費等（地財法34条）

②国庫補助金（地財法16条）

(ア) その施策を行うため特別の必要がある場合、……奨励的補助金——各種の補助金

(イ) 地方公共団体の財政上特別の必要がある場合……財政援助的補助金——財政再建償元利補給等

③国庫委託金（地財法10条の4）

もっぱら国の利害に関係のある事務に要する経費として国が支出するものであり、この事務の執行に当たっている地方公共団体は、経費を負担する義務を全く負わないもの。——国会議員の選挙・外国人登録に要する経費など（地財法10条の4は例示規定である）。

負担金・補助金・委託金の区分の概略は以上のとおりであるが、負担金と補助金の区分は重要な意味もっている。負担金は、国・地方の相互に利害がある事業について、国と地方公共団体が共同責任として経費を負担するものであるが、補助金の法的性格は、当該事務自体は地方公共団体が任意に行う事務であり、国の立場としてはこれを行わせるための奨励手段として支出されるものか、または財政援助としてきわめて例外的な特殊な団体に対して交付されるものであるとされている。超過負担を論ずる場合、この相違はきわめて重要である。負担金

については、国は法的にもはっきりと負担する義務を負っているのであるが、補助金はこの限りでは法的義務を負っていないと解されるからである。しかしながら、国庫負担事業を規定している地方財政法について考えてみると、昭和23年に制定され、昭和27年に現行の負担区分の規定を含む大改正が行なわれて以来、若干の改訂をみたものの20数年を経た今日では、すくなくともこの部分については実情に即したものはいい難い。さらに、実際に国が行なう超過負担の実態調査においても、ここでいう負担事業に含まれない住宅地区改良事業（改良住宅建設）、警察施設整備事業などが調査の対象となっていることなどからみても、超過負担の対象となる事業は、必ずしも地財法上の国庫負担事業だけに限られるものではないと考えられる。

それでは、国からの支出金を受けて行う事務事業のうち、具体的にはどの事業が超過負担の対象となり得るのか、という点、これは非常に難しい問題である。いちばん広く考えれば、およそ国から金が出る事業のすべてが対象となり、いちばん狭く考えれば、超過負担の対象となり得るのは、地財法第10条～10条の4に規定されている国庫負担事業および委託事業のみということになる。ところで、ここで視点を変えて、今いちど超過負担とは何かということについて考えてみると、これは一言でいえば、地財法第18条の国の義務が守られていないために生じる地方の持ち出し分であるということができる。そこで地財法第18条の規定を読んでみると、同条は「国の負担金・補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」としており、この規定は負担事業はもちろん、16条の補助事業にも適用されることは明白である。この意味では、負担事業・補助事業を問わず、内容的には後述のデラックス部分を含み超過負担ということができる。ただ、この中には国が法的には負担する義務を負っていないもの（補助事業）をも含んでおり、これらについては、たんにその算定の基礎が不充分であるというだけの理由で超過負担ということができるのかどうか疑問がある。こう考えてくると、具体的に超過負担の対象事業はどの範囲であるかということは、非常に難か

しい問題ではあるが、一応の結論としては、超過負担の対象となる事業は、地財法第18条の規定に照して、国庫負担・補助事業及び委託事業を問わず、国庫支出金を伴うすべての事業であるといえる。しかしながら、このうちでも財政秩序の確立という見地から、国に対して、積極的に解消を要求し得るのは、国が負担義務を負っている事業のみに限るべきである。この意味においても、地財法第10条～10条の3・第34条の負担事業及び地財法第10条の4の委託事業は当然であるが、これ以外の事業であっても、現行地財法の実態を考え、少なくとも、改良住宅建設事業・廃棄物処理施設事業・警察施設整備事業などのように、現在の社会情勢や施設整備の緊急性などからみて負担事業とするのが当然であると思われる事業も、これに該当する事業であるといえよう。これらの疑問を生じさせないためにも、早急に国・地方すべての事務事業の再検討を行い、国庫負担事業の全面的な見直しが望まれる。

(2) 超過負担の内容

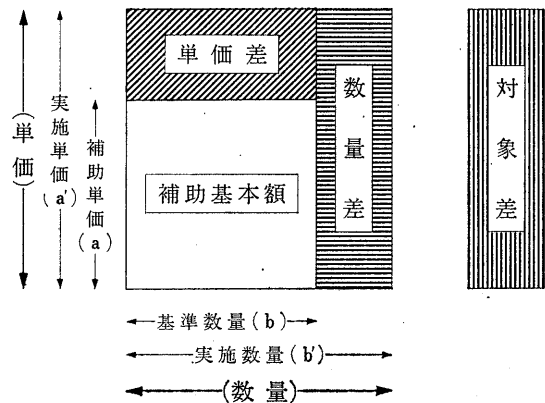
通常超過負担額というのは、国庫補助・負担事業（委託事業を含む）において、地方公共団体が実際に支出した額と補助・負担金の算定の基礎となった補助基本額との差のことである。

$$〔超過負担額＝公共団体の支出額－補助基本額〕$$

ただし、最近では超過負担額といった場合、この負担額に補助・負担率を乗じて、国費ベースで表わすこともある。

この超過負担額の発生原因を分析すると、内容的には

図一 超過負担の内容



次の三つに区分することができる。

(1) 単価差…… $(a' - a) \times b$

補助・負担金の基礎となる単価が実態より低いために生じるもの。

(2) 数量差…… $(b' - b) \times a'$

補助・負担金の交付の対象となる数量（建物の面積・職員数など）が少いために生じるもの。

(3) 対象差

当然補助対象となるべき経費が、補助対象からはずされているために生じるもの。

（門・柵・へいとか運営費では各種手当など）

なお、最近では超過負担の対象事業を拡大し、加えて補助採択されなかった事業についても超過負担の範ちゅうに入れ込む考えがでてきたところから、上の三つでは的確な分析ができなくなったために、新たに「認証差」「交付差」という分類も行なわれている。

○認証差

本来国庫補助・負担事業であるにもかかわらず、国の予算総額等の関係でその事業（または施設）の全部または一部がまったく補助・負担対象からはずされてしまうために生じる。

例えば、保育所建設において、10カ所建設したのに4カ所しか補助対象とならなかった場合の認証落6ヶ所分の全経費。

○交付差

一応補助基本額とはされているものの、実際の補助金の交付にあたっては、国の予算総額との関係で補助金交付率や調整率などを乗じたりするため、基本額×補助率＝補助金交付額とならないもの。

例えば、小中学校用地費補助の補助金交付方式は、買取価格×補助金交付率×補助率×調整率＝補助金交付額となっており補助金交付率及び調整率の二つにより補助金交付額が割り落されている。この割り落された分がこれに該当する。

一般的な内容の分類は以上のとおりであるが、これらが国庫負担事業もしくはそれに準ずる事業であるならば、この超過負担のすべてについて解消要求がなし得るかどうかと、これにも相当難しい問題が内在している。すなわち、内容面から見た超過負担の範囲の問題

である。いちばん狭い考え方としては「超過負担とは通常単価差といわれるものの一部分のみである」とする考えがある。この考えによると単価差のうちでも国の示した標準仕様を上廻る実施部分、いわゆるデラックス部分については超過負担ではないとし、さらに数量差・対象差は補助金政策上の問題であり、超過負担の問題はまったく生じないとしている。（超過負担として問題となるのは国の標準設計標準・仕様を使って工事を行ってもなお超過負担が生じた場合のみ）この考え方もけっして全部が間違っているわけではないが、次の点で問題がある。

(1) いわゆるデラックス部分について建設事業だけに限って考えると、国の標準仕様より高級な仕様により工事を行った場合（単価差）とか、補助基準面積を上廻って実施した場合（数量差）の二つが考えられるが、（運営費関係では人件費の単価・基準号給の差等）そもそも、標準仕様とか基準面積はその時々々の社会情勢・経済情勢等によってつねに見直されるべきものであり、建設時点における他の施設との水準の比較等が十分に行われなければならない。しかしながら、現行の補助基準は、これに合致したものとはいい難い。実態にそぐわない基準を示してこれを上廻るものは超過負担でないとする考えには疑問を持たざるを得ない。地財法第18条の「……支出金の額は、……必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」というのは適正な基準を要請しているのであり、あまつさえ、基準すら示されていない事業があるに至ってはまったく問題外である。このような事情のもとでは、デラックス部分即超過負担でないとのきめつけはナンセンスであるが、一方地方公共団体側においても、同種の施設を建設する場合施行団体間で相当な建設単価の差を生じている現状にかんがみて、施行時点における適正な水準の判断には、さらに十分な配慮がなされるべきである。

(2) 対象差については、施設関係では門・柵・へい、運営費系統では超過勤務手当・管理職手当などが代表的なものであるが、これを補助金政策上の問題として簡単に割りきることができるかどうか疑問である。なぜなら施設（学校・保育所など）とこれ等は一体をなすものであり、およそ囲いのない保育所とか門のない学校は実態と

して在り得ないし、運営費関係でも、現実に超勤手当・管理職手当が支払われるのはやむを得ない。国は地方と一定割合で経費を負担する義務がある以上、これ等の必要経費についても、負担するのは当然である。この意味でも、速やかな補助対象項目の改正が望まれる。

(3) 認証差・交付差については、ほとんどが当該年度の国の予算総額の関係で事業量が抑えられていることに起因している。国庫負担事業を全額地方負担で行わざるを得ないのは、それだけの切ばつまった事情があるからであり、国の事業量決定にあたっては全国総量の算定について、的確な判断をすべきであり、国の予算総額の関係のみで、負担対象となったりならなかったりするのは、「国が負担する」ということの意味が失なわれてしまう。極論をいえば、国庫負担事業であってもその年度にまったく予算計上されなかった場合には、当該負担事業の実態はまったく存在しなくなるからである。このような極端なケースはありえないにしても、程度の差こそあれ内容的にはこれと同じことが現実に行われている。これから生じる認証差・交付差についても積極的に解消すべきものとする。

なお、これらの内容の分析とは別に、下水道・道路事業のように精算補助制度を採っている事業については、超過負担の問題は生じないとする考えがある。この考えの根拠は、これらの事業においては、単価とか数量があらかじめ定まっているものではなく、実際に支出した金額の一定割合が交付される仕組みとなっているからである。一見するとそのとおりであるかもしれないが、この考えにも問題がある。例えば、下水道事業を例にとっても、たしかに補助対象になった部分については超過負担は生じていない。しかし下水道事業では、補助対象分以外にも同じ事業内容でありながら、国の予算総額の関係で補助対象からはずされた部分、いわゆる単独施行分が相当額にのぼっているのが実情である。同じ内容の事業を、補助事業分と単独事業分に区分することについての合理的な基準は見出すことができないし、また、国の予算総額の関係で補助対象から除外することについての疑問は「認証差」の項で述べたとおりである。当該事業が負担事業であるかどうかの判断はまた別の問題ではあるが、現行の不完全な精算補助制度の下では、ただた

んに精算補助であるというだけの理由で、超過負担は生じないとする考えには疑問がある。

3——本市における超過負担の実態

以上が超過負担の基礎的な概念であるが、現在超過負担がこれ程まで大きな問題となっているのは、それが超過負担の取り上げ方として正しいのか否かは、私自身問題なしとしないが、ともかくその額が余りにも大きく、地方財政悪化の原因の一つとなっているところにある。そこで、超過負担の額はいったいどのくらいになっているのか。また、その傾向はどうなっているのか、などについて本市の数値をもとに考えてみたい。〈表1～3〉

表1から表3までは本市の超過負担の実態を表わした表である。表1は昭和48年度決算、表2は49年度予算、表3は49年度決算（見込、以下同様）に基づく主な国庫補助負担事業における、本市の超過負担額を表わしている。この表の見方については次の通りである。

(1)あるべき補助基本額

国庫補助負担金を算定する基礎となる基本額に、当然なるはずの額。

(2)補助基本額

実際に補助負担金を算定する上で基本となった額。

(3)超過負担額

(1)―(2)で計算するが、これは事業費ベースの超過負担額といわれている。(単に超過負担額といった場合はこの数字を指すのが一般的である。)

(4)左に対するあるべき国庫支出金

(3)の超過負担額に補助率を乗じたもので、国費不足額という事もある。(革新市長会の調査ではこの額を単に超過負担額といっている。=国費ベースでの超過負担額。)

(5)超過負担率

(3)÷(2)で表わしている。この結果超過負担率が100%を大中に超過する事がある。(革新市長会の調査では[(4)÷{(1)×補助率又は負担率}]＝国費不足額÷本来補助(負担)金としてもらうべき額で表示している。なお、この考え方は、指定都市共通の財源拡充のた

めの要望書である「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」(通称青本)の考え方に基づいている。

超過負担額の考え方にも、種々あるので単に額だけを比較していると、間違いを犯しやすいので、注意する必

要がある。同じ超過負担額〇億円と表示されていても、事業費ベースと国費ベースではまったく内容が異っている。これらの点は早急に解決すべきではあるが、現状では、数字を見た人も、それをもとに何かを判断する場合には、その数字の根拠についても考えてみる必要がある。

表一 超過負担額調 (昭和48年度決算)

(単位 百万円)

事業名	あるべき補助基本額 A	補助基本額 B	超過負担額 (A-B) C	左に対するあるべき国庫支出金	超過負担率 C/B %
公営住宅建設費	3,172	2,858	314	162	10.9
小中学校建設費	6,966	4,142	2,824	1,883	68.2
保育所建設費	589	81	508	254	627.2
ごみ処理施設整備費	4,460	1,442	3,018	1,509	209.3
保育所措置費	1,341	669	672	540	100.4
国保事務費	552	422	130	130	30.8
国民年金事務費	281	259	22	22	8.5
保健所運営費	1,586	678	908	309	133.9
農業委員会費	82	14	68	68	485.7
計	19,029	10,565	8,464	4,877	80.1

表二 超過負担額調 (昭和49年度予算)

(単位 百万円)

事業名	あるべき補助基本額 A	補助基本額 B	超過負担額 (A-B) C	左に対するあるべき国庫支出金	超過負担率 C/B %
公営住宅建設費	3,488	2,557	931	492	36.4
小中学校建設費	11,846	7,844	4,002	2,668	51.0
保育所建設費	527	207	320	160	154.6
ごみ処理施設整備費	3,454	848	2,606	1,303	307.3
保育所措置費	1,695	866	829	663	95.7
国保事務費	566	409	157	157	38.4
国民年金事務費	297	259	38	38	14.7
保健所運営費	1,620	628	992	337	158.0
農業委員会費	86	15	71	71	473.3
計	23,579	13,633	9,946	5,889	73.0

表三 超過負担額調 (昭和49年度決算見込)

(単位 百万円)

事務事業名	あるべき補助基本額 A	補助基本額 B	超過負担額 (A-B) C	左に対するあるべき国庫支出金	超過負担率 C/B %
公営住宅建設費	3,407	3,318	89	45	2.7
小中学校建設費	11,134	8,473	2,661	1,774	31.4
保育所建設費	629	155	474	237	305.8
ごみ処理施設整備費	3,643	799	2,844	1,422	355.9
保育所措置費	1,980	955	1,025	820	107.3
国保事務費	845	560	285	285	50.9
国民年金事務費	429	371	58	58	15.6
保健所運営費	2,135	954	1,181	401	123.8
農業委員会費	164	17	147	147	864.7
計	24,366	15,602	8,764	5,189	56.2

なお、本表は概数であって精査の結果変更する事がある。

表一 4 性質別・年次別超過負担額比較表

(単位 百万円)

超過負担額率	(a) 48年度決算	(b) 49年度予算	(c) 49年度決算	差引			
				(c)-(a)	(c)-(a) a	(c)-(b)	(c)-(b) b
建設費	6,664	7,859	6,068	△ 596	△ 8.9	△ 1,791	△22.8
事業費	3,808	4,623	3,478	△33.0	△ 8.7	△ 1,145	△24.8
超過負担率 (%)	78.2	68.6	47.6	△30.6	—	△21.0	—
事務費	1,800	2,087	2,696	896	49.8	609	29.2
事業費	1,069	1,266	1,711	642	60.1	445	35.2
超過負担率 (%)	88.1	95.9	94.4	6.3	—	△ 1.5	—
合計	8,464	9,946	8,764	30.	3.5	△ 1,182	△11.9
事業費	4,877	5,889	5,189	312	6.4	△ 700	△11.9
超過負担率 (%)	80.1	73.0	56.2	△23.9	—	△16.8	—

(1) 建設費とは、公営住宅建設費・小中学校建設費・保育所建設費・ごみ処理施設整備費の4事業の合計数値である。
 (2) 事務費とは、保育所措置費・国保事務費・年金事務費・保健所運営費・農業委員会費の5事業の合計数値である。

る。〈第4表〉

ここで、この三つの表から、建設費・事務費別の比較表を作ると表一4のようになる。この表をもとに超過負担額について考えてみる。まず、48年度決算と49年度決算との比較では、48年度84億6千4百万円であった超過負担額が、49年度では87億6千4百万円となっており、3億円の増加となっている。ところが、これを建設費と事務費に分けて比較すると、事務費では8億9千6百万円の増加となっているが、建設費では逆に5億9千6百万円の減少となっている。この原因について考えてみると、建設費で超過負担が減少したのは、昭和49年度当初に、国において建設費3事業（公営住宅建設・公立文教施設建設・社会福祉施設建設）と事務費6事業合計9事業の超過負担実態調査を行い、その結果に基づき、年度途中で建設費3事業のみについて、総額1千2百4億8千5百万円の解消措置が講じられたことがいちばん大きな原因であろう。一方事務費では、調査対象となった6事業についても、当該年度ではなんら解消措置が図られず、加えて、事務費の中身ではいちばん大きなウェイトを占めている人件費が、大幅にアップ（人事院勧告で29.64%）したことにより、前年度に比べて大きく増加したものと思われる。この傾向は、49年度予算と決算との比較ではさらに顕著に現われているが、これもほぼ同じ理由によるものと考えられる。一般的な増減の理由は、こういうことであろうが、個々の事業ごとにみた場合には、かならずしもこの理由だけでは説明のつかない

ものもある。

これについて若干説明を加えたい。もし、48年度決算・49年度予算と49年度決算における超過負担額を比較して、増あるいは減の理由がこれだけだとすると、事務費についてはすべて増、建設費については、公営住宅建設・小中学校建設・保育所建設の3事業は減、調査対象となっていなかったごみ処理施設は一般的傾向として前年度に対して増加することが考えられるはずである。ところが事務費については、すべてこのパターンどおりとなっているが、建設費については、かならずしもそうっていない。まず、その第1は保育所建設費である。これについてみると、決算・決算の比較ではそのとおりであるが、予算・決算の比較では、予算3億2千万円に対して決算では4億7千4百万円と増加している。49年度途中で解消措置が図られたのに、決算で増加したのでは説明がつかない。この理由は、本市では毎年10ヶ所分保育所建設費を予算計上し、その財源としては建設予定の10ヶ所全部に補助が付くものとして国費を計上している。しかるに49年度においては、実際に補助採択されたのは5ヶ所であり、残り全部がまるまる超過負担となったためである。第2は、ごみ処理施設整備費についてであるが、これは超過負担の解消措置がとられていないのに、決算対比では落込んでいる。この理由はまったく単純で、48年度においては南戸塚工場と港南工場の2工場を建設していたが、49年度では港南工場は前年度で終わってしまい、南戸塚工場一つとなったためである。

超過負担の傾向を判断するには、これだけの資料では不十分である。過去5年なり10年なりの正確なデータを仔細に検討した上でなければ的確な判断は下すことはできないが、この限られた資料の中でも、建設費の超過負担額は減少し、事務費の超過負担額が増加してきているということではある。この傾向は本市だけでなく、ほとんどすべての自治体についても、同じことがいえると思う。ただ、この傾向だけをとりあげて、国は企業優先の投資のみに力を入れている、といったような批判をよく耳にするが、そこまで考える必要はないと思う。建設費で超過負担額が減少した直接の原因は、国による実態調査に基づく解消措置であるが、これとて地方が何もしていないでこうなったわけではない。摂津訴訟や全国幾十の団体の意見書提出などが、国会でも問題となったりして、やっとのことでかち得た成果である。国の内心がどうであるかの詮索よりも、超過負担が一部なりとも解消されたことを素直に喜ぶべきであると考え。こうした見方・考え方の問題は別にしても、本市の実態として、昭和49年度の決算でこの限られた事業だけでも87億6千4百万円、国費で51億8千9百万円もの超過負担が生じている事実は、あえて学校だといくつ、保育所だといくつ分の建設費に相当するといわなくとも、非常に大きな金額であることは事実である。今後とも、この解消には全力を挙げて取組み、いちばん効果的な方法で、一步一步の積上げにより、少しずつでも解消を図ってゆく努力が必要であると考え。

4 終りに

以上で超過負担の基礎的な概念及び本市における超過負担の実態についての簡単な説明を終らせてもらうが、超過負担の考え方は、今なお団体ごとにまちまちであり、はっきりしたルールが確立されていない。同じ実態調査の結果でも調査主体の相違（全国市長会とか革新市長会）によって出てくる数字は大幅に違っている。この数字をバラバラに発表するためにその発表された数字だけを見ている人は何が何んだかわからなくなってしまふ。早急に各自治体間・各調査団体間での調整を行い、統一した方式の確立が望まれる。また、運動の面を取り

上げると、革新市長会や全国市長会の解消運動、とりわけ革新市長会の運動は超過負担問題を住民の間まで持込むことに成功した。この功績は大きい。ただし、おしむらくは、超過負担額〇〇億円、税収の〇%といった訴え方が多く、もっと深く「なぜ生るのか」というような内容の説明がなされないと、本当の意味での住民の理解は得られないと思う。また、地方公共団体の姿勢について一言すると、超過負担は常に後追的であり、現在の補助・負担制度を抜本的に改めて精算制度にでもしない限り、全面解消はあり得ない。しかるに、自治体の内部では、一部では超過負担の解消を叫び、一部では超過負担に目をつぶがて事業量の確保に力を注いでいる。この状態では力の集中が図れず、抜本的な制度改正による全面解消には程遠い。この調整を図り全力を挙げてこの問題に取り組んでゆく体制を作る必要が痛感される。最後に、ややもすると超過負担は何億円といった金額での勝負となってしまうが、超過負担問題は、基本的には国の義務違反の存在であり、財政秩序の確立の問題である。この限りでは金額の多少を問題にするものではない。超過負担として国に解消を要求し得るのは、誰がみてもこれは超過負担であると客観的に考えられるものに限るべきである。こうしてこそ国の義務違反がクローズアップされてくるのであって、あやふやなものまで入らねて、全体をぼかしてしまうのは得策でない。

今後の運動の進め方としては、以上の問題点の解決を図りながら地道な運動を行う事が肝要であると考え。

なお、この項を書くにあたって、(1)過去数回にわたる意見書の提出や、いわゆる摂津訴訟などの地方公共団体の動き、(2)国による解消状況、(3)全国市長会・革新市長会等の現在の運動の進め方、などについても当然言及しなければならぬ問題であったが、誌幅・時間などの制約でついに触れることができなかつたことをお詫びします。また、この項全体についての考え方等は、あくまでも私個人の見解であって、財政局としての考えではないことをお断わりしておきます。